

岐 阜 県 公 報

目 次

監査委員訓令

岐阜県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

(監 査 委 員)

ページ
一

監査委員訓令

岐阜県監査委員訓令第一号

岐阜県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県監査委員	渡 辺 嘉 山
岐阜県監査委員	平 岩 正 光
岐阜県監査委員	鷗 飼 正 誠
岐阜県監査委員	石 井 直 子
岐阜県監査委員	藤 良 寛

岐阜県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

岐阜県監査委員事務局規程（昭和三十九年岐阜県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次の表の上欄に掲げる課」を「監査課」に、「当該課」を「同課」に、「同表下欄に掲げる係」を「管理調整係、企画・特別監査係、定期監査第一係、定期監査第二係及び財政援助団体監査係」に改め、同項の表を削る。

第三条第一項中「監査第一課」を「監査課」に改め、同項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 定期監査及び随時監査に関すること。

第三条第一項第十八号中「（次項に規定するものを除く。）」を削り、同号を同項第十九号とし、同項中第十七号を削り、第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、

同号の前に次の一号を加える。

十六 公営企業の資金不足比率の審査に関すること。

第三条第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同項第十二号中「地方公営企業法の適用を受ける会計を除く。」を削り、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「地方公営企業法の適用を受ける会計を除く。」を削り、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の適用を受ける会計を除く。」を削り、同号を同項第十一号とし、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 財政的援助を与えているもの、出資しているもの、支払を保証しているもの、受益権を有する信託の受託者及び公の施設の管理を行わせているものに係る監査に関すること。

第三条第二項を削る。

第四条第一項中「総括管理監」の下に、「監査企画監」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 監査企画監は、上司の命を受け、監査精度の向上、効果的な監査の実施その他特に命ぜられた事務を処理する。

第六条第一項第二号中「第六号」を「第四号」に改める。

第七条中「に事故がある」を「が出張、病気その他の理由により決裁することができない」に改め、「当該事務を所掌する課の」を削る。

第十一条中「公文書」を「次の各号に掲げる公文書」に、「次の各号」を「当該各号に定めるところ」に改め、同条第二号中「監査第一課が所掌するものには」監「の、監査第二課が所掌するものには」監「を」監委「に改める。

第十五条第五号中

岐阜県監査委員
監査事務局第一課長印

を

岐阜県監査委員事務局
監査課長印

に改め、同条第六号を削る。

附則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社